

令和5年経済委員会 開催状況
(経済部経済企画局経済企画課)

開催年月日 令和5年10月5日

質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

答弁者 経済部長、経済企画局次長、経済企画課参事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 電通北海道による過請求事案について</p> <p>本定例会でも、代表質問、一般質問、予算特別委員会、それぞれの場で質問しました電通北海道の問題について聞きたいと思います。</p> <p>電通北海道の問題、これは、電通という会社の体質に大きな問題があるのではないかと思います。ご存じのとおり、東京五輪で当時の高橋理事が電通から派遣されて様々な事件を起こしました。私もこの問題について担当の課長に道はこの問題についてどのように対応しようとしているのかというお話をさせていただきました。既にその時は、東京都や大阪府含めて入札停止処分をしておりました。道の担当課長は、電通北海道は子会社ではない、従って何の対応もしないというお話しでございました。</p> <p>そして8月9日に本事案が表面化した訳でございます。電通北海道と電通グループとの位置づけでございますけれども、決裁権の所有割合が100%であること、そして、NHKも9月15日午後6時のニュースではっきりと電通の子会社だということを伝えておりました。道の方は独立している別会社だというふうに言われているかもしれませんが、親会社である電通と連結して財務諸表に掲載される子会社ということがはっきりしている訳でございます。当然親会社に支配されると、すなわち電通の社風や規律などは親会社の影響を受けるというふうに考えておりました。電通北海道における社風等については、電通の方の社風や様々な規律に支配されるというふうに考えるのが、ごく普通のことではないかというふうに思う訳でございます。今回の事案は、公的機関との契約を完全に無視した非常に悪質な事案でした。</p> <p>(一) 受託者について</p> <p>当時はコロナウイルスの集団接種が政府から求められ、プロポーザルという特殊な入札の方法を取り入れましたけれども、より慎重に期すべきではなかったのではないのでしょうか。プロポーザルにおける電通北海道を選択した理由についてお聞きをいたします。</p> <p>また、他の2社との違いは何だったのでしょうか。</p>	<p>(経済企画課参事)</p> <p>プロポーザル審査についてであります。 「新北海道スタイル」普及啓発業務及び飲食店感染防止対策認証制度業務に関するプロポーザル審査会におきましては、十分な受託実績、知見による業務処理能力やキャンペーン実施内容、情報発信などの企画提案内容などが審査項目となっており、審査会に参加したコンソーシアム等事業者の企画提案について、「新北海道スタイル」普及啓発事業では2社からの提案があり、プロポーザル審査会による審査を行った結果、最も優れた提案のあった事業者と委託契約を締結したところであります。</p> <p>また、令和3年度、4年度の飲食店感染防止対策認証制度事業委託業務につきましては各事業1社から提案がありまして、プロポーザル審査会による審査を行った結果、委託契約を締結したところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(一) 一 再 私が聞いたのは、なぜ電通北海道を選択をしたのかということ、他との違いは何だったのかということ、を質問した訳でございますが、淡々と今事務手続きのお話をされましたけれども、そんなことではないのです。判断した基準たるものは何だったのかということをお聞きしたので、そこを答えていただきたいと思っております。</p> <p>(一) 一 再々 他社は電通北海道より劣っていたという判断をしたということによろしいですね。</p> <p>(一) 一 再々々 他と比べて何が優れたのかよくわからない。業務委託事務取扱要綱にもありますけれども、その中には信用というものがあります。先ほど電通の問題については、東京オリンピックの問題も含めてその社風等々含めてお話しをしたつもりでおりますけれども、そのことは全くおさえていなかったということですね。</p> <p>審査会のあり方について問題があるような気がしません。</p> <p>(二) コンソーシアムについて 皆様は審査会の方に振っていますけれども、審査会の中の点数でということでもありますけれども、様々な項目があった中で点数が付けられていくのだろうと思っておりますけれども、先ほどあったように取扱要領の中には信頼というものも含めて大きなウエイトを占めているところですが、審査委員会自体が問題あるのではないかと、これを根底に、経済部は、新北海道スタイル普及啓発事業と飲食店感染防止対策認証制度委託事業を契約しました。</p> <p>事案の契約は、新北海道スタイル普及啓発事業が令和3年4月から翌4年の3月まで、飲食店感染防止対策認証制度事業は令和3年10月から令和4年3月までと、令和4年4月から令和5年3月までとなっております。保健福祉部の新型コロナウイルス集団接種会場運営委託事業は、令和3年6月から令和4年3月、PCR等検査無料化推進事業については、令和4年1月から3月までと令和4年4月から令和5年3月までとなっております。重なる期間はありましたけれども、始まる期間は、それぞれバラバラでございました。保健福祉部は、コロナワクチン及びPCR検査、経済部は飲食店への経済対策が主でございました。根幹は、新型コロナウイルスであったとしても、全く違う行政支援であります。</p> <p>4事業が、電通北海道にコンソーシアムとして発注されましたけれども、今回の事案に係って発注のあり方や契約の仕方は正しかったとお考えなのかお聞きしたい。</p>	<p>(経済企画課参事) プロポーザル審査会についてでございますが、プロポーザル審査会におきましては、十分な実績、知見による業務処理能力やキャンペーン実施内容、情報発信などの企画提案内容などが審査項目となっております。審査会での選考において決定したところであります。</p> <p>(経済企画課参事) プロポーザル審査会による審査を行った結果、最も優れた提案のあった事業者と委託契約締結したところでございます。</p> <p>(経済企画課参事) 審査についてでございますが、審査会の各審査項目につきまして、点数による評価を行っております。その評価の結果として、点数の高かった事業者と委託契約を締結したところであります。</p> <p>(経済企画課参事) コンソーシアムについてでございますが、公募型プロポーザルへの参加資格要件としております複数法人による連合体、いわゆるコンソーシアムにつきましては、技術やノウハウの共有や、時間やコスト削減などの効率性などのメリットを有する形態として、参加資格要件として審査会への参加を認めた制度となっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>これから様々な委託契約が道から発注されるだろうと思えますけれども、ものによってコンソーシアムなるもの、1社であるものそうでないものがあると思えます。しかし、今回の問題については、コンソーシアムがありきで発注、契約がされていたと思うので、必ずしも正しい方だったのかどうかきちんと検証しなければならないというふうに思う訳でございます。</p> <p>(三) コールセンター業務について 今回の過請求事案は、会計検査院の検査によって発覚をいたしました。会計検査院が今年の5月に検査を行い、その際にオペレーター等の勤務実績の提出を求めた訳で、道は電通北海道に關係書類の提出を求めました。電通北海道はエグゼ社に対して勤務実態等の提出を求めていた訳でございます。</p> <p>本会議や予特での答弁では、ほぼ毎日入電や受電の状況を随時確認していたとのことですが、毎日と随時では言葉としてはどうなのかというふうに思いますが、毎日ではなく随時なのでしょう。随時確認していたということだけれども、オペレーターの勤務実績については調査していなかったということなのかお聞きしたいと思います。</p> <p>(四) 会計検査院による検査について 通常は週2回、繁忙期は3日に1回と、先ほど言ったように毎日というふうに答えておりましたけれども、正しく随時であって、検査は全く会計検査院とは違っているものと思っております。型どおりの審査をしていたということに尽きるのではないかとこのように思う訳であります。これまで電通北海道という会社、また、他にも委託を何度も何度も受託していた会社があるかと思えますけれども、このコールセンター業務について、道はせいぜい1週間に1回しか審査をしないと受託業者の方は分かっている訳です。</p> <p>そういうことが今回も現れた結果として道の方は発見できずに、会計検査院が全ての指示を出してやったら発見できたということに尽きるのではないのでしょうか。結果的に道の審査はラフな審査だった、そのことにつけ込まれたということになっていくのではないですか。今回の問題で会計検査院は、その書類を全て出させて審査をしました。そして道はそうではない。今後、道の審査において、会計検査院の審査のありようがどのように影響を与えるものになるのかをお聞きをしたいと思います。</p> <p>今お答えがありましたけれども、会計検査院の審査の内容は示されていない、それはそうでしょう、そんなの会計検査院が手の内を明かす訳がない。会計検査院は皆様行政に対しても審査を行う訳ですから、手の内は明かす訳ではない。しかし今回、会計検査院が外部委託をしたところに対する会社に対して、このような審査の仕方をしたというのは大きな参考になるのではないですか。従ってこれからの審査のありようというのは、こういう会計検査を、緻密な審査のあり方というのを非常に取り入れるべきものになっていくのではないかとこのように思う訳です。それらの事を十分</p>	<p>(経済企画課参事)</p> <p>コールセンター業務についてでございますが、道では、委託契約中におきましても、契約書に照らして適正にコールセンター業務が履行されているかを確認するため、毎日の入電と受電の状況を確認するとともに、通常は週に1回、繁忙期などの席数の変動が頻繁な時期は3日に1回程度、オペレーター等の勤務実績の報告を求めましてその内容を確認していたところでございます。</p> <p>(経済企画課参事)</p> <p>会計検査院による検査についてでございますが、会計検査院の検査の方法につきましては、検査の手順や内容について示されていないことから、導入することは困難であります。道といたしましては、要綱等に沿って適切な事務処理を行うことはもとより、検査時における公的書類の活用など、この度の事案を踏まえまして、業務の性質に応じた適正な執行の確保に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>に検討していかなければならないというふうには思います。</p> <p>(五) 再委託の把握について 電通北海道とは今回の契約において、再委託という事項は組み込まれてはいませんでした。道が電通北海道がエグゼ社に再委託をしていたと把握したのはいつだったのですか。</p> <p>ここにも電通が道に対する態度と会計検査院に対する態度が分かれていたということになる訳です。電通を通して皆さん報告書をあげていただいたのでしょうかけれども、電通が会計検査院にあげていたものとは全く違うものであるということが、今のお話しの中で明らかになった訳です。そういうことを強かにやってくるということなのです。そういう会社であるということには既に皆さんはご存じのはずだと思っております。</p> <p>(六) 電通北海道に対する対応等について 8月9日に表面化をしました。先ほどのお答え、今のお答えも6月12日に道に対して過請求の実態があったことについて話しがされていた訳でございますけれども、その間2カ月間何があったのでしょうか。そしてその間に道として電通に対してはどのような対応を取ったのでしょうか。</p> <p>書面によって報告がありましただけで終わりですか。契約には再委託の項目はない訳です。契約違反を行っていたことはここではっきりと分かっている、そしてそれに対して何も行っていないということになる訳でございます。</p> <p>(七) 再々委託の把握について さらにエグゼ社がコールセンターを再々委託していたことを知ったのはいつなのですか。</p> <p>(七)ー再 先ほどもお聞きしましたけれども、6月12日に報告があつてから、契約違反があつたのに道の方では何も対応してこなかった。当時から契約では想定していなかった、正しく業務委託取扱要綱にあるとおり、再々委託などという文字はない訳でありますから、しかし再々委託までしていた。これを通して皆さん達はどのような対応を取ってきたのですか。</p> <p>契約違反をした相手に対して、何でそういうことをしたの、報告をなさいで終わりですか。さらに違反をした先に再々委託までしていた。そして中抜きしていた、過請求をしていた。それなのにその程度の対応なのですか。この2カ月間。道もなめられたものです。すっかりなめられたような気がします。そんなもんだ</p>	<p>(経済企画課参事) 再委託の把握についてでございますが、本年5月、今年度の会計検査院による実地検査に対応するため、道から株式会社電通北海道に対し、コールセンター業務に係る勤務実績等に関する証拠書類の提出を求めたところ、電通北海道が提出書類の精査を行う中で、過請求の可能性を認識し、6月12日に、道に対して、この旨の情報提供があったものでございます。</p> <p>(経済企画課参事) その間の対応についてでございますが、6月12日に道に対して提供があったことを受けまして、道は直ちに電通北海道に対し事実確認と早急な書類の提出を指示したところであり、電通北海道からは、8月9日付けで過請求及び再委託等を行っていた旨、書面により報告があったものでございます。</p> <p>(経済企画課参事) 再々委託の把握についてでございますが、電通北海道が過請求の可能性を認識し、6月12日に、その旨情報提供があった際に、再々委託につきましても報告があったものでございます。</p> <p>(経済企画課参事) この間の対応でございますが、6月12日にその旨の情報提供が届きまして、直ちに電通北海道に対し事実確認と早急に書類の提出を指示したところでございます。電通北海道からは8月9日付けで報告があったところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ろうと思われてしまったのではないですか。厳しく対応していればというよりも、当初から電通という会社、その子会社に対して脇を甘くしないで様々な事を想定をしながら対応していくべきだったのではなかったのですか。大きな1億5千8百万円の過請求、過去に私は聞いたことがないです。</p> <p>(八) 委託業務の内容について 業務委託事務取扱要綱においては、業務の全部又は主要部分を再委託する場合は、これを認めないことにしているものとありますけれども、受託者の総合的な管理指導が及ぶ場合など一定の要件を満たしている場合は認めるとしておりますけれども、今回の経済部の発注した2つの業務の主要な部分というのは何だったのですか。</p> <p>主要部分というのは、今お話しがあった事でございます。この主要部分というのは、委託先が行うべきものであって、再委託先が行うべきものではない。しかし、今回は再委託先が主要部分をさらに再々委託していた。ルールも何もあったものではない。</p> <p>(九) 委託先の選定について 当時の状況は、これまで経験したことのないような新型コロナウイルスパンデミックになっていた。国民は、ワクチン接種を強く求めていった第4波から第5波へとどんどん増えていっている状況でありました。それぞれ各自治体もワクチン接種を住民から求められて右往左往している時期であったというふうに思います。経済的にも街の中は火が消えたようになってしまった。多くの方が先々の不安に包まれている時期でありました。事同じくして、電通が主たる業務を担っていた東京五輪が無観客で開催をされていたという状況がありました。</p> <p>コロナについては喫緊の課題ですから、これについて急速な取組が求められていたものだというふうに思っている訳でございますけれども、すべからずコールセンター業務が主体となる今回の委託業務でございますから、非常に全国の各自治体がコールセンターとの契約に血まなこになっているタイトな時期だったと思っている訳でございますけれども、その中で電通北海道が道の要望100%履行できると判断されたとすれば、当然の事ながらプロポーザルを受ける中で、そして電通北海道を決定するに当たって1社でできるヒアリングをされたものだというふうに思いますけれども、電通北海道が再委託なしに1社で完遂できると判断した理由についてお聞きしたいと思います。</p> <p>電通北海道1社が、この集団接種は、コロナ、保福ですけれども、それらやPCR含めて、経済対策も含めて1社で完遂できると思ったのですか。コンソーシアムに加盟しているから良いのではないかという判断なのですか。何とかしてくれるだろうという思いはそこにはなかったのですか。当時のそういう状況だからです。当然職員の皆さんも大変だったですよ。毎日のように会議があって、知事はしょっちゅう記者会見</p>	<p>(経済企画課参事)</p> <p>委託業務の内容についてでございますが、「北海道スタイル」普及啓発業務におきましては、北海道スタイルの取組について道民や道内事業者への各種PR業務。また、飲食店感染防止対策認証制度業務におきましては、第三者認証制度の普及業務でございます。</p> <p>(経済企画課参事)</p> <p>委託先の選定についてでございますが、今回の7契約につきましては、業務により構成企業が異なるもののいずれの業務もコンソーシアムを設立し最大5社の構成企業が業務分担の上、分業体制のもと、それぞれの業務を執行したものであります。</p> <p>また、公募型プロポーザル方式におけるプロポーザル審査にあたっては、企画提案事業者の実施体制・業務遂行能力も審査項目として、適切に業務遂行できる受託者を選定したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>を行って、新しい施策を発表したり、追われるように仕事をしてきた。各部からも出向していた、そのような状況の中ですから、外に任せるものは外に任せていけば俺たちの仕事も違うところに分散できるというふうに思ったのではないですか。その結果が今回の状況であって、今自己弁護しておりますけれども、コンソーシアムを設立した5社の中に分業体制の中に入っていた。プロポーザルを行った。だけど、先ほどから電通北海道にしたのですかという質問に残念ながら答えていないのです。今回の事業はただ丸投げしてしまったという。その結果、審査はしましたけれども、1週間に1回ないしは3日に1回程度であったということでした。そして発覚していた2カ月間、何を行っていたのかさっぱり私達にはわからない。業務の委託については、出納局がこの間の答弁で「契約の相手方の選定については、業務委託事務取扱要綱において業務を処理するのに必要な資力、信用、経験等を有することを認められたものの中から選定すること。そして再委託については、原則禁止であることから、技術的、経済能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないことなど、一定の要件を満たす場合に限り承諾することとする。」というふうに言っています。今回の事案がどこに当てはまるのですか。仮に再委託を承諾する場合には、道から受託者に対して再々委託できない旨、改めて周知するとともに、受託者から再委任者、第三者に委託することのないよう指導・通知させることと出納局で言っている。どうしたのですか。保健福祉部、経済部、そして出納局。全くスルーではないですか。</p> <p>先ほどもお話ししましたがけれども、電通北海道は、ご存じのとおり、高橋まつりさんという方が、過労自死しているという事件がありました。そんな過重労働が会社の指導によって行われていたことも明らかになっておりました。さらに、社内の社是とも言える電通鬼の7則というのも明らかになりました。その中には、「取り組んだら離すな、殺しても離すな、目的完遂までは」とか「周囲を引きずり回せ」とか目的達成のためには手段を選ばず、周囲の迷惑を顧みず、ましては殺人まで示唆しているような会社の社風を引きずっている会社です。その権化が東京五輪で現れてきた高橋当時の理事ではなかったのですか。当然社会的に信用できる会社とは思いませんし、業務委託事務取扱要綱に触れるような会社を敢えて委託したことが今回の発端だったというふうに思います。</p> <p>さらに再委託を受けた同じく電通グループの電通プロモーションエグゼ社も道に相談することもなく、契約違反の再々委託をして、関わったオペレーターの数を水増し、過請求をするという詐欺行為を及んだ訳があります。孫会社は、電通の社風がきっちり染みこんでいるというところがございます。もはや、まともに契約を履行するのではなく、自社の有利になることは何でも行うというグループの文化になっていると私は思っております。</p>	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十) 告発等について</p> <p>今回の事案に対して、知事は、電通北海道には指名停止処分と電通プロモーションエグゼについては、1年間、契約の相手方とはしないという行政処分を行いました。これだけで、詐欺行為を受けた道は、金が戻ってくればそれで良いという訳ではないだろうというふうに思います。</p> <p>公金を騙し取るために水増しを行ったその行為に対して刑事処分を求めることを、さらに訴訟を起こすべきだというふうに思っております。知事は他の自治体に類する事案等も踏まえながら関係機関と協議をする。つまり、顧問弁護士との協議して告発等について検討していくということだろうと思っておりますけれども、そういうふうに答えております。</p> <p>他の自治体との横並びの対応や前例踏襲主義は清新な知事にはそぐわないというふうに思いますし、部長以下、今回の事は、迷惑を被った訳でありますから、部長は告発について、強く知事に具申していくべきだと思いますがいかがですか。</p> <p>(十) 一 再</p> <p>迷惑を被ったのは部長ですよ。部長と部下の皆さんですよ。部長は知事に具申をしないのですか。そういう組織のシステムにはなっていないのですか。下からそういうことについて声を上げていくことに対して知事がそれをしっかりと受け止めるというような組織体制になっていないということなのですか。そうではなく、下からの様々な事がしっかりと知事に伝わるといふ組織であるとすれば具申をしていくというのは当たり前の話ではないですか。どう思いますか。</p> <p>部長含め検討していくということですから、この問題については、しっかりと対応していくように。今回電通北海道が行ったことは、当然そういうことに値する詐欺行為ですから、当然処分だけではなく、刑事処分も求めていくことが大事だと思いますので、ぜひ告発したとわかるような結果になるようお願いしたいと思います。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>電通北海道の関連企業の告発等についてでございますけれども、道では、電通北海道の管理監督の過失の程度は大きいと判断し、また、エグゼ社の意図的な改ざんなどの不適切行為は極めて悪質性が高い事案と判断したため、指名停止事務処理要領別表の規定の下、それぞれ最も長い期間、指名停止等の措置をしたところでございます。</p> <p>道としては、今後、他の自治体の類する事案なども踏まえながら、関係機関とも協議し、告発等の必要性について検討してまいります。</p> <p>(経済部長)</p> <p>先ほども申し上げましたとおり、今後、他の自治体の類する事案なども踏まえながら、関係機関とも協議し、告発等の必要性については、私自身も含め検討してまいります。</p>
<p>(十一) 責任について</p> <p>この事件については、道は被害者という立場を貫いておりますけれども、契約における再委託、再々委託までを見抜くことができなかった。さらに政府からの交付金とはいえ、公金を水増しされて過請求されたこともチェックできませんでした。道民に対する道の信頼を大きく損ねたことというふうに言わざるを得ないというふうに思います。高橋はるみ知事は、善し悪しはさて、道の不祥事は自ら減給、最高責任者としての責任を自ら課してきました。</p> <p>皆さんの記憶に新しいのは、平成30年に行った「北海道150年」のキックオフ特別イベント、キタデミー賞です。制作運営会社から当初予算を大きく上回った額を請求され、結局和解することになりましたけれども、調停案の解決金約2372万円が増えることになった。この問題の報告が2年後だったため、自らに処分を課すことができませんでしたけれども、高橋は</p>	<p>(経済部長)</p> <p>責任についてでございますが、道では、委託業務の終了後、実績報告書の提出を受け、支出証拠書類に加え、入電、受電の状況や勤務実績一覧の提示も求め、内容確認を行ったものの、勤務実績が改ざんされるなどの不適切な行為により、結果として、過請求を確認できなかったところでございます。</p> <p>また、一部の業務で再委託の承認手続きがなされていなかったほか、基本的には想定していない再々委託が行われていたところでございます。道としては、こうした点を踏まえ、公的業務に関する基本的なルールや留意事項等を受託者に周知するなど、再発防止に向けて、しっかりと取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>るみ知事は、在職中に道職員の不始末で、7回に及びご自身に減給という処分を課しました。つまり、トップが責任を取るというのは、組織のありようでありますけれども、部長は自ら、そして知事の責任についてどのように見解をお持ちかお聞きしたいと思います。</p> <p>結局は、被害者だったのですね。これまで言っているように道の契約、手続き上発見できなかったとそこに何日間もおいてしまっていること等々含めて、道に責任はなかったというふうにお感じなのですか。そうではないでしょ。被害者である一方、道の事務手続きの問題も含めて道民にこれだけ不安な事を、そして1億5千8百万円という交付金でありますけれども、税金です。金を返してもらえばそれで済むという話しではない訳です。自らトップとしての責任を取るべきだというふうに思う訳であります。</p> <p>そしてこの間、鈴木知事は、1回も自らに処分を課したことはありません。過ぎてしまったことで、大変申し訳ないですけれども、ふるさと納税情報漏洩、知事が就任してから4年間400件以上の情報漏洩があったのです。これに対して何の責任も取ろうともしていない。本来、道は様々な事業が多くあり、様々な事が日々起こるでしょう。しかし大きな問題になった時にはしっかりと責任を取っていくということが、求められるリーダー像ではないかというふうに思います。先般、知事は、逆境リーダーの挑戦という本を出しました。その中の36ページから38ページにかけて「もし実施した対策に何か少しでも不都合が起これば組織そのものへの批判が強まります。結果責任は全て自分が負う」と書いてありました。有言実行であれば当然、自分に減給などを課すべきだというふうに思います。有言不実行であれば、自分は傷つきたくないというだけの話しであろうというふうに思う訳でございます。当然1億5千8百万円という額は少ない額ではありません。このことが見抜けなかったこと、これについて、トップの責任を負わないと、今は負うとも負わないとも言わない。非常に残念であります。本定例会も終わると、次の定例会まで時間がある。見過ごせてしまうと思っているのであればそうはいきません。</p> <p>(十二) 報告書の作成について</p> <p>先ほどお話ししましたけれども、キタデミー賞は、道が事務局の一部を担いながら、委託した制作会社との間で詳細な内容の詰めがないままやってしまった事による訳です。</p> <p>今回の事案は、コロナ渦という特殊な事情の中にあっても各部が関連する業務がそれぞれ輻輳する中であつたにしても、3部に関わる問題でありますし、しっかりと対応していくということが求められたというふうに思っております。</p> <p>キタデミー賞の時は、先ほども言いましたけれども、額は2千万少しの和解金でしたが、今回は、1億5千8百万円。この時は、庁内に検討チームを作って、なぜこのような事が起きたのか、その詳細を取りまとめて今後このような事がないように報告書まで作ったのです。キタデミー賞問題報告書というのを2年後に作</p>	<p>(経済企画局次長)</p> <p>報告書の作成についてであります。道といたしましては、今後、改ざんなどの不適切行為が繰り返されることのないよう、公的業務に関する基本的ルールや留意事項を受託者に周知するなど事務処理手続きの見直しを進めるほか、様々な階層の会計事務研修において、契約事務の注意事項に関する講義の内容を充実するなど職員のスキルアップにも取り組むこととしており、再発防止に向けた取組をしっかりと進めることが、まずは必要と考えており、現時点では、報告書の作成については、考えが及んでいないところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>りました。詳細にしっかりと書かれています。今回はどうでしょう。この問題について、検討チームを設置して報告書を作成するお考えがあるのかお聞きしたいと思います。</p> <p>ぜひ考えを及ばしていただきたいと思います。今回は、何が問題だったのですか。なぜこんなことが起きたのですか。契約の段階からコンソーシアム、さらにはそれから付随してきたこと、全てに様々な検討課題があるはずで、二度とこういうことが起きないようにするためには共有していかなければならない。共有するためには何かあったのかということがはっきりしていなければならぬ。ああいうふうに聞いている、こういうふうに聞き及んでいるとかそういうことではない。しっかりと検討チームを作った、従って二度とこういうことを起こさないために、皆で心をつなげて行っていかなければならないのではないですか。</p> <p>ぜひ検討チームを設置して報告書を作成していただきたいと、それ以前に知事はしっかりと身の処し方、自らの責任の取り方を整理していただく、そのことを部長からも具申すべきだと私は思います。下からの声が聞こえないと上は腐っていきます。</p> <p>今回の事案については、後始末をしっかりと付けてください。そうでなければいつまでも尾を引くというふうに思っています。そのことをしっかりと要望して私の質問を終わります。</p>	